情報提供

Α

「治療中患者情報」を提供する

情報提供

- ◎ 慢性疾患等の治療のため、医療機関に通院している方
- 可能な方
- ◎ その医療機関で血液検査を受けている方

慢性疾患等で通院中の方で特定健康診査を受診しない場合、治療中の医療機関から 共済組合に情報提供をしていただくことで、特定健康診査を受診したとみなされます。 *提供情報は、特定健康診査の健診項目の情報に限ります。

情報提供の流れ

治療中の医療機関に令和8年3月31日までにお申出ください。

治療中の医療機関に 「治療中患者情報の提供をしたい」 と申し出る



必要書類※ を提出する



腹囲測定

⚠ 医療機関によっては、情報提供できないことがあります。

滋賀県外の医療機関や滋賀県立総合病院など、情報提供ができない 医療機関があります。 資料4「令和7年度 実施機関一覧表」に記載が ある医療機関は情報提供可能です。

☆ 治療中に行った検査項目が特定健康診査の健診 項目を満たしていない場合、情報提供はできません。 情報提供ができない場合…

特定健康診査を受診しましょう!



※必要書類

- ① 特定健康診査受診券
- ② 治療中患者情報提供票 (資料5)
- ③ 治療中患者情報提供請求書(資料6)

(マイナ保険証等、資格確認ができるものを持参して ください。)

- *医療機関から共済組合へ「治療中患者情報 提供票」により情報提供されます。
- *受診者には医療機関から「治療中患者情報 提供票」の写しが交付されます。